

(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 監事（常勤）となるべき者の選任理由

本法人は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図ることを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、監事のポストには、独立行政法人通則法等の法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

佐々木文氏は、弁護士資格を保有しており、コンプライアンス一般について見識があるほか、日本司法支援センター（法テラス）の管理職として、日本司法支援センターの地方事務所の内部監査を担当していた。日本司法支援センターは、独立行政法人の枠組みに従って設立されており、同センターにおける勤務経験を通じて、独立行政法人制度に一定の理解を有するとともに、公的組織の監査に精通している。

これらの経験を生かし、平成 27 年より本法人における監事として監査業務を遂行しているが、本法人の委託先に対する実地監査に同行する等、現場の状況を把握しながら、業務の実態と目的に鑑みた監査業務を、積極的かつ丁寧・着実に遂行している。加えて、現在、ゆうちょ銀行においては、令和 3 年に発覚した資金横領事案に代表される不祥事案への対応、かんぽ生命においては、令和元年に発覚したかんぽ生命不適正募集事案への対応等、近年のゆうちょ銀行やかんぽ生命のコンプライアンスに係る不祥事案に対する対応が課題となってい

る。これらを踏まえ、機構では、委託先である、ゆうちょ銀行やかんぽ生命に対する監督能力の向上に取り組んでおり、令和4年4月から始まった第4期中期目標期間に際し、総務省が策定した中期目標において、新たに「今後も、類似の事案が再発し、保険契約者が不利益を被ることがないように、監督業務により一層取り組む必要がある」こと等を機構に対し指示したところであり、機構においては、中期目標を受けて策定する中期計画において、「監査業務の実施に当たっては、機構の業務やリソース等をふまえた、より実効性のある監査手法を検討の上実施する」旨を新たに計画したところである。

以上を踏まえると、役員を含め約50名の機構における人的リソースの活用という観点で、弁護士資格及び公認不正検査士（公認不正検査士協会（本部：米国）が認定する不正の防止・発見・抑止対策に係る国際資格）資格を保有し、コンプライアンス対応について見識があり、加えて、中期計画で掲げるより実効性のある監査手法を検討・実施するためにも、現状を熟知した佐々木監事の留任が必要である。

上記の理由により、任命権者である総務大臣が監事として選任したものである。

(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 監事（非常勤）となるべき者の選任理由

本法人は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図ることを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、監事のポストには、独立行政法人通則法等の法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

樋川加奈氏は、公認会計士資格を保有しており、一般企業に加えて、商工会議所・学校法人等の非営利法人監査業務の経験についても有しており、さらに、実務家教員として大学の会計基礎教育に関わる特命講師を務め、監査・会計に必要な知識・経験を有している。

選任に当たっては、本法人に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である総務大臣が関係団体による候補者の推薦も踏まえたものであり、同氏の知識や経験等を踏まえれば、最適の人物として任命権者である総務大臣が監事として選任したものである。